

一宮市オリジナル婚姻届等無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オリジナル婚姻届、オリジナル出生届、記載例冊子、記念台紙及び電子ファイル（以下「オリジナル婚姻届等」という。）の作製及び無償提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) オリジナル婚姻届 戸籍法施行規則附録第12号に定められた様式の余白に市をイメージした図柄を入れた届書用紙をいう。

(2) オリジナル出生届 戸籍法施行規則附録第11号に定められた様式の余白に市をイメージした図柄を入れた届書用紙をいう。

(3) 記載例冊子 婚姻届及び出生届の記載例を示した冊子であって、表紙裏面、裏表紙の表面及び裏面等、市長が指定した部分に広告が印刷されたものをいう。

(4) 記念台紙 届出を記念として残すことができる用紙の余白に市をイメージした図柄を入れた写真貼付用台紙をいう。

(5) 電子ファイル 婚姻届、出生届及び記念台紙の市ウェブサイト掲載用PDFファイルであって、誰もがインターネット回線により自由にダウンロードできる電子ファイルをいう。

(6) 無償提供者 指定された用紙等を全て作製し、市長が指定した部分に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市にオリジナル婚姻届等を無償で提供する者をいう。

(無償提供期間)

第3条 オリジナル婚姻届等の無償提供期間は3年とし、広告は概ね1年単位で更新するものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 オリジナル婚姻届等に掲載する広告の基準については、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行）第3条の規定を準用する。

(無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、市ウェブサイトに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定める。

(申込資格)

第6条 オリジナル婚姻届等無償提供の申込者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。

(3) 暴力団員がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していないこと。

(4) 無償提供者の所在地における市町村税を滞納していないこと。

(無償提供の申込み)

第7条 オリジナル婚姻届等の無償提供を申し込むときは、「一宮市オリジナル婚姻届等無償提供申込書」に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の審査及び決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、審査会を設置し、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1者を速やかに決定して書面により通知するものとする。

(審査会)

第9条 審査会は、市民健康部長、市民健康部次長、市民課長、市民課専任課長、戸籍担当課長補佐で構成し、委員長には市民健康部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

第10条 審査会における審査は、総合的な評価を採点表により採点し、その合計得点の高い者を無償提供者とする。

2 採点において、同点があるときは、委員長の得点が高い者を無償提供者とする。

(協定書等の締結)

第11条 市長は、オリジナル婚姻届等の無償提供に関し、無償提供者と協定書等を取り交わすものとする。

(著作権の帰属)

第12条 オリジナル婚姻届、オリジナル出生届、記念台紙に用いる市をイメージした図柄の著作権は、無償提供者に帰属する。

2 前項の図柄が入った用紙及び電子ファイルには、著作権を示す Copyright©を印字できるものとする。

(広告の審査)

第13条 無償提供者は、オリジナル婚姻届等に広告を掲載する広告主及びその広告内容について、市長に事前に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、一宮市有料広告要綱第5条に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付するものとする。

(留意事項)

第14条 無償提供者は、オリジナル婚姻届等に掲載する広告の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、オリジナル婚姻届等の広告内容及び色、形状等、全作製物の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けなければならない。

3 無償提供者は、オリジナル婚姻届等納品物の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の責務)

第15条 無償提供者は、広告の内容その他掲載に関する全ての責任を負うものとする。

2 無償提供者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

(代替品の納品)

第16条 市及び無償提供者は、使用中のオリジナル婚姻届等の広告主及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は、代替品を納品しなければならない。

(設置場所)

第17条 オリジナル婚姻届及びオリジナル出生届の設置場所は、市民課、窓口課、出張所、その他届書の用途に適した場所とする。

(設置の中止)

第18条 市長は、無償提供者がこの要綱の規定に違反していると認めたとき、又は提供することが適當でないと認めたときは、設置を中止するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、オリジナル婚姻届等の作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。